

参考1 関係法令抜粋

**食品表示法(平成25年法律第70号) 抜粋**

(食品表示基準の策定等)

第四条 **内閣総理大臣**は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する**食品に関する表示の基準を定めなければならない**。

(略)

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 **食品表示基準に定められた**第四条第一項第一号に掲げる**事項**(以下「表示事項」という。)が**表示されていない食品**(酒類を除く。以下この項において同じ。)の**販売をし**、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、**内閣総理大臣**又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の**指示をすることができる**。

(略)

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその**指示に係る措置をとらなかったときは**、その者に対し、その指示に係る**措置をとるべきことを命ずることができる**。

(略)

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による**指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない**。

(立入検査等)

第八条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2～9 (略)

(権限の委任等)

第十五条 **内閣総理大臣**は、この法律の規定による**権限**(政令で定めるものを除く。)を**消費者庁長官に委任**する。

2～4 (略)

5 第一項の規定により**消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は**、政令で定めるところにより、**都道府県知事**、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(次条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長が**行うこととすることができる**。

## 食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号) 抜粋

### 第三条(横断的義務表示)

**食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品**(業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。)**を販売する際**(設備を設けて飲食させる場合を除く。第6条及び第7条において同じ。)**には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。**ただし、別表第4の上欄に掲げる食品にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

(略)

(略)	
原材料名	1 <b>使用した原材料を次に定めるところにより表示する。</b> 一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、 <b>その最も一般的な名称をもつて表示する。</b> 二・三 [略] 2・3 [略]
(略)	

### 第九条(表示禁止事項)

**食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。**

(略)

**13 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示**

(略)